軽自動車税（環境性能割）

令和元年 10 月 1 日から、軽自動車を取得したときに課税される自動車取得税が廃止され、軽自動車税（環境性能割）が導入されました。軽自動車税（環境性能割）は市税となりましたが、納める方法等はこれまでの自動車取得税と同様で、当分の間、県が賦課徴収等を行います。

税率は、軽自動車の燃費性能等に応じて、非課税、０.５％、１.０％、２.０％です。

●軽自動車税（環境性能割）のお問い合わせ先

（一社）全国軽自動車協会連合会　香川事務所

高松市国分寺町福家甲 1258-19

電話　087-870-6657